

# 製品試験の実施

## 1. 目的

この手順書は、当機構が登録認証業務の一環として行う製品試験について、遵守すべき具体的事項を定め、円滑な業務が遂行できるようにすることを目的とする。

## 2. 適用範囲

この手順書は、当機構が登録認証業務の一環として行う製品試験に供する製品の抜取から製品試験結果の報告までの範囲に適用する。

## 3. 製品試験の検体の取扱

### 3.1 検体の抜き取り

検体の抜き取り（サンプリング）は、原則として、審査員が当機構の審査事項に定める方法に従い、工場に保管している製品群よりランダムに行う。ただし、製品の製造工程の一部が外注され、最終製品が外注先にある場合は、外注先で検体の抜取りを行なっても良い。必要な場合は、JIS Z 9031の乱数表を使用する。

抜き取った試料は、その試料で実施する試験項目を明記して、写真を撮って記録を残す。

### 3.2 梱包

製品群より抜き取った検体は、搬送及び保管中に変質、破損又は汚染などがないように梱包し、密封する。

### 3.3 識別表示

検体を梱包した箱に、次の事項を記入したラベルを貼付し、担当者の割り印を押す。検体には製品試験計画書に基づく検体番号を貼る。

- (1) 抜取者名
- (2) 抜取年月日
- (3) 抜取場所
- (4) 製品の名称           (申請者名、該当する日本工業規格番号)
- (5) 検体の個数又は量

### 3.4 検体の搬送、引渡及び保管

検体は、原則として、当機構に持ち帰るか、又は、大きな荷物の場合は審査員が宅配便の手続きをとり当機構に搬送する。

#### 3.4.1 製品試験を当機構の試験所で行う場合

当機構に持ち帰った又は搬送された検体は、当機構のJNLAシステムで規定する手順（試料の受領、保管、返却及び廃棄（P-023））に従って取り扱う。

### 3.4.2 製品試験を申請者の試験所で行う場合

製品試験に供するまでの検体の保管は、検体の特性を考慮し恒温室のような検体の品質特性に影響を与えない場所で保管し、製品試験を実施する日に、製品試験に立会う技術審査員が試験担当者に手渡す。ただし、試験前に養生を行う必要がある検体の場合は、試験担当者と協議する。

### 3.4.3 製品試験を申請者が第三者試験所に依頼する場合

次のいずれかの方法で、検体が第三者試験機関に引き渡されることを確認する。

- (1) 宅急便等で第三者試験機関に搬送する場合、製品の梱包、発送に立会う。
- (2) 第三者試験機関に赴いて試験を依頼する場合、審査員が第三者試験機関まで同行して、検体を手渡す。

### 3.4.4 製品試験を当機構が外部委託する場合

製品試験を当機構が外部委託する場合は、JIS Q 17025の要求を満足する試験所で製品試験業務委託契約書を締結したのちに外部委託する。この場合、サンプルの具体的な授受の方法、試験後のサンプルの返却等の取扱いについて、予め決定しておく。ただし、製品試験結果が不適合の場合は当機構に検体の返却を求める。

## 4. 製品試験の実施体制

製品試験は、原則として、当機構が当機構の試験所で、認証対象の日本工業規格に定める品質項目の全てについて行う。ただし、登録認証管理責任者が適切と判断した場合は、次のいずれかの方法又は、その組合せによって実施することができる。

- (1) 申請者の試験所で、当機構の試験担当者が実施する。
- (2) 当機構の技術審査員が立会い、申請者の試験所で、申請者の試験担当者が実施する。
- (3) 申請者が第三者試験所を利用する。（試験実施には当機構の技術審査員が立会う。）
- (4) 当機構が製品試験業務委託契約を締結した試験所を利用する。（報告書を活用する）

## 5. 技術審査

次のいずれかに該当する場合、製品試験を実施する試験所が、JIS Q 17025の要求を満足しているかを確認するために、技術審査を行う。技術審査終了後、試験所の品質管理者又は試験責任者と指摘事項確認書を取り交わす。なお、指摘事項があった場合は、30日以内に是正結果報告書の提出を求める。

- (1) 申請者の工業標準化法に基づく登録試験事業者（JNL A）又はその他の試験所認定プログラムで認証された範囲外で行う場合。
- (2) 申請者が認証対象の日本工業規格に定める品質項目の全て又はその一部を、自己適合宣言に基づいて試験を実施している第三者試験機関に依頼した場合。

## 5.1 製品試験を当機構の試験所で行う場合

製品試験を当機構の工業標準化法に基づく登録試験事業者（JNL A）又はその他の試験所認定プログラムで認証された範囲内で行う場合は、登録証又は認証証の写しで、試験項目が認証された範囲内であることを確認する。当機構の工業標準化法に基づく登録試験事業者（JNL A）又はその他の試験所認定プログラムで認定された範囲外（非JNL A）で行う場合、技術審査を実施し、JIS Q 17025の要求を満足していることを確認する。技術審査は、指名された技術審査員が、該当製品試験の実施前に行う。（ただし、適合の場合の不適合事項確認書は省略する。）

非JNL A製品試験は、JNL A試験と同じ管理体制（品質管理者、技術管理者などは同じ）で実施する。

## 5.2 製品試験を申請者の試験所で行う場合

製品試験を当機構の技術審査員の立会いのもとで、申請者の工業標準化法に基づく登録試験事業者（JNL A）又はその他の試験所認定プログラムで認証された範囲外で行う場合、技術審査員が附属書1 JIS Q 17025:2005の要求事項への適合性チェックシート（抜粋）を用いて審査する。また、申請者が認証対象の日本工業規格に定める品質項目の全て又はその一部を、自己適合宣言に基づいて試験を実施している第三者試験機関に依頼した場合、第三者試験機関に対して同様の技術審査を行う。

## 5.3 製品試験を当機構が製品試験業務委託契約を締結した試験所で行う場合

当機構は必要に応じて現地審査又は、書面審査によって、契約に係る委託先の試験部門のJIS Q 17025への適合性を確認する。

## 5.4 技術審査報告書の作成

技術審査の結果は、技術審査報告書の項目ごとに記録し、区分ごとに次のとおり評価する。

- a 規定要求事項に適合
- b 規定要求事項に対しやや不十分
- c 規定要求事項に不適合

技術審査の結果、一つでもb評価の場合は、指摘事項確認書で指摘し、申請者又は認証取得者に是正を求め、是正内容を報告させる。是正内容が適切であれば、製品試験の実施が可能であるが、是正結果が適切でなければ、再度問題を指摘して是正を求め、是正内容を報告させる。是正内容が適切になるまでこれを繰り返す。

技術審査の結果、c評価の場合は、製品試験の実施はできないので、別の製品試験実施体制に切り替える。

## 5.5 技術審査の報告

技術審査員は、技術審査報告書及びチェックシートを判定委員会に提出する。

## 6. 製品試験

### 6.1 製品試験を当機構の試験所で行う場合

製品試験を当機構の工業標準化法に基づく登録試験事業者（JNL A）又はその他の試験所認定プログラムで認証された範囲内で行う場合は、試験担当者が試験報告書を作成する。また、当機構の工業標準化法に基づく登録試験事業者（JNL A）又はその他の試験所認定プログラムで認証された範囲外で行う場合は、試験担当者が試験報告書を作成する。ただし、この場合、新JISマーク登録認証審査のための製品試験であることを、報告書の備考に記載する。

### 6.2 製品試験を申請者の試験所で行う場合

製品試験を当機構の技術審査員が立会い、申請者の試験所で、申請者の試験担当者が実施した場合、製品試験立会い結果報告書に次の(1)～(5)の事項について記録し、取りまとめる。

#### (1) 試験所

##### (a) 試験所の名称及び所在地

申請者の試験所の名称及び所在地を記入する。

##### (b) 責任者氏名（又は試験責任者氏名）

当該試験所の責任者の氏名及び連絡方法（電話番号）を記入する。

#### (2) 認証対象製品

##### (a) 製品の名称

##### (b) 物理化学的性状

##### (c) 採取年月日

##### (d) 採取者名

##### (e) 採取場所

##### (f) 採取数・量

##### (g) JISの番号及び名称

製品の該当するJISの番号及び名称を記入する。種類又は等級が規定してある場合は、それらも記入する。

##### (h) 認証の区分

申請書記載の認証の区分又は認証を取得している製品の名称を記入する。

#### (3) 試験担当者

申請者の試験所で認証対象製品の試験を担当する要員について記入する。

##### (a) 氏名

##### (b) 経験年数

認証対象製品についての試験経験年数（申請者の試験所以外の場所での経験年数を含む）

##### (c) 担当試験項目

担当する試験項目（申請者の試験所が実施する当該JISの項目番号）

#### (4) 試験の実施及び結果

##### (a) 試験項目

当該JISに規定されている試験項目のうち、試験所が実施する試験項目を同JISの項番を付して記入し、それらの試験項目について試験が行われていることを確認し、\*印

の欄に適・否を記録する。

(b) 機器等名

試験項目ごとに当該JISに規定されている機器等の名称を記入し、当該機器等が使用されていること及び校正・検証が必要な機器等について、それが適性に行われていることを確認し、\*印の欄に適・否を記録する。

(c) 手順

試験項目ごとの試験の手順が、当該JISに基づいて試験所が作成した手順書による場合は「手順書」と記入し、当該JISによる場合はJISとする。それぞれの場合の手順の適切性を確認し、\*印の欄に適・否を記録する。

(d) 基準値

試験項目ごとにJISに定められている基準値を記入する。

(e) 試験結果

試験項目ごとに試験所の試験員が行った試験結果を記入する。(測定データの詳細を生データとして添付すること)

(5) 評価

試験方法の妥当性、試験結果がJISの規格値を満足しているかについて評価し、製品試験の結果として活用可能かを記入する。

### 6.3 製品試験を当機構が製品試験業務委託契約を締結した試験所で行う場合

結果は委託先の試験報告書の値を活用する。

### 6.4 製品試験結果の報告

技術審査員は、試験報告書又は製品試験立会い結果報告書を判定委員会に提出する。

### 6.5 製品試験の項目と抜き取り

(1) 項目

(a) 初回製品試験

初回製品試験の項目は認証しようとする製品の種類について該当する全ての項目を行う。ただし、複数の製品について重複する項目がある場合は、重複をさけるよう配慮しても良い。

(b) 定期認証維持製品試験

定期認証維持製品試験は、認証しようとする製品の種類について該当する製品に係る試験の全項目を行うことを原則とする。

(2) 抜き取り

抜き取りの対象製品は、初回製品試験においては生産量の多い種類の製品からとする。定期認証維持審査においては、生産量の低い種類の製品に順を送っていく想定とするが、抜き取り時の生産・在庫状況を考慮し、前回と同種とする場合がある。